

## 令和5年度組合費賦課金及び徴収期

			田	畑	
賦課基準			10a当たり(円)	10a当たり(円)	
経常賦課金	事務運営費		地区内すべて		
			5,000	3,000	
	地区維持管理費	1区	馬場沢	500	250
		4.5区	福島・井上・中島・九反田		
		日野地区	高梨・五閑・村山・八重森・沼目・塩川		
		第8区	小島・小河原		
		相之島地区	相之島		
		3区	東山・十九ヶ塙		
		12区	温湯・牛池・榎田・清水・中田		
		13区	菱田・森・岩崎		
		14区	牛池・古町・大橋・町田・高野・町・芦町		
		島大橋地区	大橋・町田・笹木・島・八王子・森・岩崎		
		16区	十九ヶ塙・伝石・京善橋		
		17.18区	中島・九反田		
		25区	古屋・春山・田中・北の脇・富士宮		
		26区	金口・小坂		
	電気代	綿内揚水機	綿内地区すべての施設の電気代等	4,000	0
		八木沢沖揚水機	前田・東沖・西沖・沼目揚水機の電気代等	3,500	3,500
欠下地区電気代		欠下ポンプ	1,500	750	
相之島地区電気代		相之島転倒ゲート電灯	20	10	
4.5区電気代		福島・内田ポンプ	500	250	
特別賦課金	更新費	綿内揚水機更新積立費	綿内揚水機更新に係る費用積立		
		八木沢沖揚水機更新積立金	八木沢沖揚水機(4ヶ所)更新に係る費用積立		
			0	0	
			250	250	

徴収期限	第1期	令和5年 6月30日
	第2期	令和5年 11月30日

納入方法	登録状況	納入方法	徴収月
	口座登録なし	指定コンビニエンスストアにて振込	6月
	口座登録あり	口座引落にて徴収	11月
	組合費合計 10,000円以下	口座引落にて一括徴収又はコンビニにて振込	

※口座登録がない場合はコンビニ振替となります